

# 目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3

## 第 1 号 (6月18日)

開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	6
議事日程	6
開会及び開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	8
同意第5号の上程、説明	9
承認第1号の上程、説明	10
承認第2号の上程、説明	11
議案第23号の上程、説明	12
議案第24号の上程、説明	13
議案第25号の上程、説明	14
議案第26号の上程、説明	16
報告第1号の上程、報告	17
報告第2号の上程、報告	17
報告第3号の上程、報告	18
散会の宣告	18

## 第 2 号 (6月19日)

開議、散会の日時	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	21
事務局出席者	22
議事日程	22
開議の宣告	23
一般質問	23
大城佐一議員	23
金城勇議員	29
新城一智議員	35
平良嗣男議員	43
宮城武議員	48
同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	59
承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	60
承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	62
議案第23号の質疑、委員会付託	63
議案第24号の質疑、委員会付託	63
議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	65
諸般の報告	66
休会について	66
散会の宣告	66

### 第3号（6月25日）

開議、閉会の日時	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	67
事務局出席者	67

議事日程	67
開議の宣告	69
議案第23号及び議案第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
議案第25号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
陳情第6号及び陳情第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	74
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	78
議員派遣の件	80
閉会の宣告	81
署名議員	81

平成21年第5回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成21年6月18日 会期8日間  
閉会 平成21年6月25日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月18日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明、報告3件
6月19日	金	本会議	午前10時	一般質問 同意第5号～承認第2号委員会付託省略 (即決) 議案第23号及び議案第24号経済建設常任委員会付託 議案第25号及び議案第26号予算審査特別委員会付託
6月20日	土	休 会		
6月21日	日	休 会		
6月22日	月	委員会	午前10時	陳情第4号～陳情第8号総務常任委員会 (検討～採決)
			午前11時	議案第23号及び議案第24号経済建設常任委員会 (説明～採決)
6月23日	火	休 会		慰霊の日
6月24日	水	委員会	午前10時	議案第25号及び議案第26号予算審査特別委員会 (説明～採決)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月25日	木	本会議	午後4時	議案第23号及び議案第24号経済建設常任委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 議案第25号及び議案第26号予算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第4号～陳情第8号総務常任委員会委員長 報告、質疑、討論、表決、意見書等の処理（閉 会）

会期日数 8日間 本会議日数 3日間 委員会日数 2日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者氏名	付 託 委員会
4	平成21年4月27日	細菌性髄膜炎ワクチンの 公費による定期接種化を 早期に求める要請書	新日本婦人の会沖縄 県本部会長 前田英美子	総務常任 委員会
5	平成21年4月27日	「気候保護法（仮称）」 の制定を求める意見書の 提出について	新日本婦人の会沖縄 県本部会長 前田英美子	総務常任 委員会
6	平成21年6月5日	「30人以下学級完全実 現」のための陳情	沖縄県教職員組合同 頭支部執行委員長 具志川百々枝	総務常任 委員会
7	平成21年6月5日	義務教育国庫負担堅持及 び2分の1復元を求める 陳情	沖縄県教職員組合同 頭支部執行委員長 具志川百々枝	総務常任 委員会
8	平成21年6月12日	EMを新しい観光資源と して導入することについ て（陳情）	沖縄県患者同盟設立 準備委員会委員長 真栄城守和	経済建設 常 任 委員会



# 平成21年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成21年6月18日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成21年6月18日 午前10時00分)

散 会 (平成21年6月18日 午前10時32分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワサー 振興室長	山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	建設環境 課 長	新 里 政 雄
総務課長 島 袋 幸 俊	会計課長	山 城 文 子
財務課長 神 里 富 松	教育 長	平 良 宏
住民福祉 課 長	教育課長	友 寄 景 善
産業振興 課 長	選挙管理 委員会 書記 長	島 袋 幸 俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 5 号	教育委員会委員の任命について	提 案 説 明
6	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
7	承 認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
8	議 案 第 2 3 号	村宮根路銘団地建築工事の請負契約について	提 案 説 明
9	議 案 第 2 4 号	村道押川線道路改良工事の請負契約について	提 案 説 明
10	議 案 第 2 5 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	提 案 説 明
11	議 案 第 2 6 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提 案 説 明
12	報 告 第 1 号	繰越明許費繰越計算書について	報 告
13	報 告 第 2 号	繰越明許費繰越計算書について	報 告
14	報 告 第 3 号	平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報 告

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。

ただいまから平成21年第5回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 友寄景光議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの8日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託しましたから、報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告いたします。

3月12日から6月15日までの間の会議、行事等に出席したことにつきまして、お手元に

配りました表のとおり出席をしております。

特に、4月12日、大宜味一心会総会や、あるいは13日の第4回「地方の元気回復対話交流会」、そして市町村行政連絡会議等においては、懇親会で大宜味村のいろいろな件について話をすることができました。

また、5月13日には南米移住者子弟研修生歓迎会を行っております。

ほかにつきましては、お目通し願いたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告申し入れがありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は、平成21年第5回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、感謝を申し上げます。

それでは、3月から5月までの行政報告をかいつまんで申し上げます。

3月でございますが、卒業式のシーズンでございます。各学校で卒業式が行われております。3月14日、土曜日になりますが、第29回大宜味中学校卒業式が行われました。Fly away 未来を信じてをテーマに、29名が新たな自分探しの道へ出発いたしました。多くの来賓が出席し、盛大に挙行され、友寄校長から一人一人に卒業証書が手渡され、多くのことを学び、思い出の詰まった学校を後にし、新たな出発をいたしました。大宜味中学校第29期生の前途を祝して、来賓のあいさつを述べてきました。

また、同月1日日曜日は辺土名高校の卒業式、そして、同じ月の21日の土曜日は沖縄工業高等専門学校の卒業式が行われ、出席して激励してまいりました。

なお、その他の行事等につきまして資料を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

4月に入りまして、19日、第31回塩屋湾一周トリムマラソン大会があり、31回の大会が新緑の塩屋湾で村内外から1,040人余のランナーが参加し、3キロメートル、5キロメートル及び9.5キロメートルのコースで、トリム部門、競争部門が盛大に開催されました。レース後、村の観光大使をお願いしていますアイモコのお二人によるライブがありました。

県内では、ハルサーミュージシャンで名の通ったお二人は、9.5キロメートルのレースにも出場後、疲れも見せず会場と一体となり、会話づくり、歌づくり、笑いありと盛り上がり大会に花を添えてくださいました。

なお、その他のことにつきましては、資料を添付してございますのでお目通しいただきたいと思います。

5月に入りまして、15日、平成21年度の施策住民説明会を行いまして、平成21年度の各課の主要事業等を村民に説明すると同時に、対話の中から「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の実現に向け、多くの村民が参加し、実施されました。村民から、インターネット事業についての質問や施策についての建設的な意見等が多く出され、今後の村づくりに生かしていきたいと考えております。

住民説明会に先立ち、11日の月曜日には全職員への説明会を実施し、職員共通の施策として確認いたしました。

また、今後の施策展開につなげるため、21日には県庁の各部局を表敬訪問いたしました。

なお、その他の事項につきまして資料を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

なお、その間、21年度の入札結果については、別紙報告書をつけてございますので、ごらんいただければ幸いに存じます。

以上で報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第5 同意第5号 教育委員会委員の任命について、本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、同意第5号 教育委員会委員の任命について大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住 所 大宜味村字田嘉里171番地の2

氏 名 池原弘昭

昭和22年7月29日生

平成21年6月18日提出  
大宜味村長 島袋義久

提案理由

現委員宮城弘安氏の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、別紙に履歴者を添付してございますので、ご参照いただければ幸いに存じます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年6月18日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） ただいま村長からありました承認第1号の専決処分の承認を求めることについて、概要を説明いたします。

平成21年3月31日、地方税法等の一部改正が公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要があるとあり、改正しております。

改正の主な概要ですが、条例第47条の2、第47条の3、第47条の5において、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得割額を年金所得に係る特別徴収税額に加算して、特別徴収の方法によって徴収するが削除されています。

第56条において、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者に、一般社団法人、一般財団法人、いずれも非営利型法人に限る、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福

祉機構などが加えられております。

附則第3条の3の2が加えられ、住宅ローン特別控除対象者を平成21年から平成25年までの入居者とし、所得税から控除しきれなかつた住宅ローン控除額を個人住民税から一定の限度額まで控除することとしております。

附則第7条から第11条の2において、年度等が改められております。

附則第6条の2第2項から第7項まで1項ずつ繰り下げ、認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定が第2項に加えられております。

この条例は、平成21年4月1日からの施行となります。ただし、施行日を別に定めている規定もあります。

村民税、固定資産税に関する経過措置も定めております。

これで、改正の概要の説明を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで承認第1号についての提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

（宮城博俊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 皆さん、おはようございます。

ただいま村長から提案のありました承認第2号の専決処分の承認を求めることについて、概要を説明します。

地方税法の一部改正に伴い、介護納付金課税額を9万円から10万円に見直すこととした

ことの以上であります。

概要の説明を終わります。

- 議長（宮城功光） これで承認第2号提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第23号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第8 議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村営根路銘団地建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金8,935万5,000円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字塩屋351番地  
商号 有限会社宮保建設  
氏名 代表取締役宮城 貢

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（新里政雄） 議案23号の補足説明を行います。

この案件は、沖縄北部振興対策特定開発事業で進めてきた村営根路銘団地建築工事であります。平成21年度3月議会で繰り越し手続を終え、今回の工事案件となっております。

工事の概要ですけれども、工事名が村道根路銘団地建築工事。

場所、大宜味村字根路銘1499-1と2筆となっております。

構造、鉄筋コンクリート造。

階数が地上2階建て。

建築面積、47.69平方メートル。

戸数が10戸で、1戸当たりの床面積が79.3平方メートルとなっております。

主な工種ですけれども、土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、防水工事、木工事、タイル工事、金属工事、左官工事、木製建具工事、金属製建具工事、ガラス工事、内装工事、舗装工事、ユニット工事と、15種の工種から成っております。

なお、平面図等を添付しておりますので、参照にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで議案第23号の提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 村道押川線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,405万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字屋古264-3  
商号 株式会社沖縄緑建  
氏名 代表取締役具志堅 功

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

## 提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

### ○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

### ○ 建設環境課長（新里政雄） 議案第24号の補足説明を行います。

本路線は、昭和40年代に舗装工事を完了してから30年以上を経過し、道路の崩落や路肩の崩壊が進み、交通に支障を来している危険な状況の道路であり、今回交通安全と利便性の向上を図る目的で、起債事業の工事で行います。この工事は、昨年度より始め、本年度で完了する予定であります。

工事概要ですけれども、工事名が村道押川線道路改良工事。

箇所、大宜味村字田港と押川地内となっております。

車道幅員が3メートルから5.97メートルです。延長が1,400メートルです。

主な工種ですけれども、土工が1,847立米、のり面工一式、排水工が1,122.1メートルです。舗装工が6,628.6平米。あと、附帯工一式、仮設工一式となっております。

別紙に、施工箇所及び構造図を添付しておりますので、参照にさせていただきたいと思えます。よろしく願いします。

### ○ 議長（宮城功光） これで議案第24号の提案理由の説明を終わります。

---

## ◎議案第25号の上程、説明

### ○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

### ○ 村長（島袋義久） 議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成21年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,271万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,562万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月18日提出  
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第25号の一般会計補正の概要をご説明したいと思ひます。

今回の補正は、国の経済対策関連が主でございます、そして、一部人事異動に伴う人件費の増減がございます。

それら主な款でご説明したいと思ひますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入の13款国庫支出金の4,410万4,000円の増がございますが、主にこれは国庫補助金の4,370万4,000円の増となっております。これは、国の経済対策の地域活性化経済危機対策臨時交付金となっております。

それから、14款の県支出金の816万5,000円の増でございますが、これは雇用関連事業の県補助金の増加となっております。

それから、18款繰越金の4,000万円の増でございますが、これは前年度繰り越しの4,000万円の増となっております。

以上が歳入でございますけれども、次は2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出をご説明したいと思ひます。

2款の総務費の2,138万2,000円の増でございますが、これは主に総務管理費の1,996万4,000円の増となっております。その主なものとして、備品購入費の1,835万2,000円が入っております。

それから、第6款農林水産業の3,644万7,000円の増でございますが、主に農業費の3,546万3,000円の増となっております。その主なものとして、雇用関連事業費の819万3,000円、それから、特産品加工施設整備の2,382万7,000円が入っております。

それから、8款土木費の326万2,000円の増でございますが、主に住宅費の270万円の増となっております。これは、全額分譲代金の返還金でございます。

それから、3ページをお開きいただきたいと思います。10款の教育費の280万1,000円のものでございますが、主に社会教育費の383万3,000円の増となっております。

それから、13款の諸支出金の2,117万3,000円の増でございますが、主に財政調整基金費の2,000万円、それから結い基金の106万9,000円のそれぞれの増となっております。

あと、14款に予備費として907万6,000円の増となっております。

主な歳出の概要は以上でございますが、なお詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで議案第25号の提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第11 議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,218万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第26号の平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

これは、歳入増に伴う補正でございます。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入で第5款の繰越金の27万4,000円の増がございました。これは、前年度の繰越金の増でございます。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの歳出の主なものに第3款が諸支出金になっておりますが、これは償還金及び還付金の加算金として21万4,000円がございます。残余は予備費に2万3,000円充ててございます。

以上でございますが、詳細につきましてはまた委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで議案第26号の提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第12 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

平成20年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、平成20年度大宜味村繰越明許費繰越計算書を別紙に添えてございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで報告第1号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第2号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙に添付してございますので、お目通しいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで報告第2号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第3号の上程、報告

- 議長（宮城功光） 日程第14 報告第3号 平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第3号 平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成21年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告します。

平成21年6月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、平成21年度事業計画書を添えてございますので、後ほどまたお目通しいただければ幸いに存じます。よろしく願い申し上げます。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで報告第3号の報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時32分)



# 平成21年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成21年6月19日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年6月19日 午前10時00分)

散 会 (平成21年6月19日 午後12時59分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	企 画 観 光 島 袋 一 道 課 長
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 高江洲 修	産 業 振 興 新 城 寛 課 長
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク リ ー サ ー 山 城 均 振 興 室 長
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 新 里 政 雄 課 長
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 文 子
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏

教育課長 友 寄 景 善

選挙管理  
委員会 島 袋 幸 俊  
書記長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	
2	同 意 第 5 号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
3	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
4	承 認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
5	議 案 第 2 3 号	村営根路銘団地建築工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第 2 4 号	村道押川線道路改良工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第 2 5 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第 2 6 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
- 

◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長（宮城功光） 通告順により発言を許します。

結の浜の利用計画について、大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） おはようございます。去った5月に村の施策説明がありましたが、その質疑の中で結の浜の利用計画について、村からの回答として、5年以内はランニングコストがかからないものから優先していく、ぜひ、また必要があれば見直しがありますという答弁と、民間でできるものは民間でという発言がありましたが、それに関連して、私の結の浜の利用計画についての質問をいたします。

まず初めに、総合運動公園の計画については、先ほど話したとおり5年以内はランニングコストのかからないものから優先していくとか、また、最近できた大宜味村の地域エネルギービジョン施策で調査報告書の122ページに、総合運動公園の建設は5年程度以上先の計画であり、当面、暫定的にMW太陽光発電施設を設置しても大きな問題ではないと考えられるというふうに記述されていますが、この5年程度以上先とは、具体的にどのくらいなのか。また、このランニングコストのかからないものというのは、このランニングコストというのはどのくらいの金額から言っているのか。

あと1点は、大きな問題ではないと言われていますが、この運動公園建設に関して余り積極性がないのか、それともこの発電施設が1,500平米くらいということでありますんで、そんな面積はとらないから大きな問題ではないと言っているのか、その辺のことと、あと2番目に、民間でできるものは民間でということで、こういった村内にも数多く空き家はあると思うんですが、なかなか事情で貸せない状況でありまして、村外に流れていく若者や、また人たちがいる状況で、その中で職員の中にも村営団地にも入居できなく、村外のアパートを借りている者が数名いますが、そういった住宅の困難を解消するためにも、ぜ

ひ、結の浜の用途を変更して民間のアパートを誘致する計画はあるのか、その辺のことに  
ついてお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。ただいま、大城佐一議員の結の浜の利用計  
画についてのご質問にお答えいたしますが、まず、総合運動公園計画について村長はどう  
考えているかという、計画を考えているかということの、この趣旨に沿って全体的なこと  
を私が申し上げたいと思います。

その1点目にある総合運動公園の質問についてでございますが、結の浜の施設整備につ  
きましては、利用計画方針に基づいて、緊急性、必要性の高い施設で、村の事業主体とな  
る施設から整備をしていきますが、総合運動公園整備につきましては、グラウンドあるい  
は野球場、体育館、テニスコート等について、近隣市町村の体育施設の整備状況等の動向  
等を踏まえて、村の保健体育振興の施設と村民ニーズに合致した施設整備を検討するため、  
重点施策検討委員会作業班会議の検討会をこの7月から開始する日程をとってあります。

その他については、後で担当課長からちょっと説明ありましたら、説明をさせたいと思  
います。

2点目の質問につきましては、定住対策として民間のアパート経営も考えられますので、  
民間活力を生かした取り組みも検討する必要があると思います。ご質問の民間アパートの  
誘致は、特に計画されていませんけれども、これまでも村営住宅の入居条件の緩和が可能  
なのか等、村内で働く若者ができるだけ村内で住居が求められないか検討してきましたが、  
今後ともいろいろな方面から定住改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

現在の土地利用等の中で、村外でアパートを借りている若者のために、制度上困窮者対  
策になっている村営住宅にかわるもの、また、企業誘致として民間アパート建設の受け皿  
づくりの可能性についても検討してまいりたいと思います。

私のほうからは、以上申し上げておきます。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 今の質問の中に、新エネルギービジョンの計画のことに  
ついてございましたが、その総合運動公園の予定が8ヘクタールであります。それで、  
グラウンド、野球場、体育館、テニスコートとか、そういうことも含めて、それは十分な  
面積が確保されていると思います。それで、この太陽光、メガワットの導入というんです

か、その計画については大体さっきありました1万5,000平米くらいの規模だというようなことですので、その面積の中で8ヘクタールの中に入れられるんじゃないかという考え方があります。

そして、その新エネルギービジョンの中での考え方というのは、あくまでも計画ということで想定ということであります。それは、十分に今後検討されるべきことだと思います。特に、総合運動公園の計画に支障のない取り組みをしないとイケないということは考えております。

それで、次にランニングコストの件なんですけど、5年以上でランニングコストのかからないということでは言っているんですけど、5年以上というのは住民説明会の中でも23年度以降だということなので今取り組みを考えております。ですから、運動公園の整備にあるグラウンドの整備とか、そういったものもランニングコストがかからないような施設もいろいろ検討しております。ということは、先ほども村長のほうからも話がありましたように、隣村、あるいは市町村の運動施設等の利用も考えることがあるんじゃないかということで、この施設規模についての検討もやっていきたい。ということは、ランニングコストのかからないような施設も検討できるんじゃないかということがあります。

先ほど住民説明会の中での埋立地の土地利用についてなんですけど、村民の必要性というのがかなりいろいろな方面から出ておりますので、それについてはできるだけそのニーズにこたえていくというのは基本的なことであります。先ほどありますように、維持経費等の問題があるものですから、財政の問題等含めて、それは検討していかなくちゃいけないことだということですが、決してこの見直しといっても、この施設自体を建設しないということではなくて、あくまでもそういう必要性に応じて対応していくというのが、住民説明会の中でも村長のほうからの説明だったと思いますので、そのようにしていきたいと思っております。

具体的なことという、先ほどありました重点施策の検討委員会の中で十分に議論をして、実現に向けてやっていきたいと思っております。

以上であります。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私も今お話しありましたとおり、計画にはグラウンド、野球場、体育館、テニス等という具体的に示されていますが、別にこういった立派なスタンド付きの競技場とか野球場とか、別にこういうのを言っているわけじゃなくて、本当にみんなが

気軽に利用できる大広っぱなグラウンドでも、多目的に村民ができるような広場が欲しいわけです。

それも、必要性ということも今出ましたけれども、やっぱりいろいろな今各種競技をするのは村内の小学校、中学校等を利用しているわけでありますが、学校施設を利用するにもいろいろな問題も出てくることもあるし、また、平日等には村民の中には必ずしも土日が休みじゃなくて、平日は体を動かしたいとかいうことで、そういうときは学校にも入れないし、どこかないかということで話も一応聞いております。

そういった中で、村長が4次構想計画の中でも健康長寿のいきいき輝く文化村ということで、その目標実現のためにも頑張っているわけですが、あと一つ、健康長寿のいきいき輝く村民広場の実現のためにも頑張っていたきたいと思います。ぜひ、ご検討を願いたいと思います。

それと、もう一つ、先ほど近隣市町村の状況ということでありましたが、私、個人的に各市町村に電話したり確認しましたが、沖縄本島内、離島は一応確認をしていないんですが、大体沖縄本島内の市町村で単独のこういった広場がないのは、これは大宜味村だけなんです、言うたら。伊江村は電話したら、伊江村だと野球場はあるんですけども、また、こういった多目的な老人、婦人とか、こういった運動会をやる広場はあって、陸上王国で、陸上競技大会だけは小学校のグラウンドを使っているようです。

あと、伊是名村は施設はグラウンドは持ってはいるけれども、400グラウンドというところにも村民も少ないし、こんな大きな場所で陸上すると余りおもしろくないので、小学校を使ったりするということもあるということで返答がありました。

こうしていろいろ各市町村を電話で確認したら、ほとんどのところが学校の施設は余り使っていないと、もう各自保有しているということでありました。ですから、村も、最近ではまた若者もいろいろ多くなっているし、それから、いろいろなまた自由にみんな利用できるような施設を早目に実現してもらいたいなというふうに思っております。

先ほど、ランニングコストの問題がありましたが、例として東村のあのグラウンドについてちょっと聞いて、どのくらい年間かかるかということ、20年度の費用が1年で91万2,736円かかっているみたいなんですね。これには、浄化槽の改修があって、これが34万、これを除くと大体50万から60万の範囲だと、東村のあのグラウンド施設です。グラウンドの整備費、消耗品と修繕費、これはたまにトイレの小さな修繕とか、あと光熱費、電気、水道、あとくみ取り、浄化槽の維持管理、グラウンドの整備に使う重機代とか、あそこは

海のそばで砂が上がったりするから、そういったものを使って大体平均で50万から60万という費用がかかるそうであります。

あと1点、今、この運動公園について続けてちょっと言いますが、この前の5月21日の新聞を見ると、独立行政法人日本スポーツ振興センターというところから、この助成金の追加募集ということで、これは新聞に広告がありました。そこに電話して聞いてみると、スポーツ施設等の整備事業、あるいはグラウンドの芝生化の事業、こういったものが各市町村から申し込みがあればできるみたいです。今回、この追加募集というのは、例年11月から12月に募集するんですけれども、まだ金が余って追加したということでありました。

大体事業費はどのくらいかと聞いてみますと、3分の2の補助みたいです。大体上限がまた2,000万。じゃ大体3,000万の事業をすれば、ちょうど3分の2で2,000万ぐらいはできるわけです。これは、施設と芝生の事業2つも要求はできるけれども、1カ所についてグラウンド整備して、これを芝生までということじゃなくて、別々だったらできるということもありました。これは、例年11月から12月まで募集やっておるということですので、いろいろ担当もこれを聞いて、どういった事業が、これは参考に後で渡しますから、参考に一応調べてみてください。

次に、民間アパートについてですが、この質問事項の中に、あえて職員が村外にアパートを借りているということを書いておりますが、それは例えばそこに住んでいる方には通勤手当、住居等とも出るわけですね。住居、通勤手当というのは、やっぱりこれは自治法の204条の2項、3項で支払うことができる、金額、支払い方法については条例で定めるということですが、まず、これは正式に条例にのっとって支払いはされているわけですが、これは問題は別にありません。払うなということじゃなくて、その辺をちょっと見直しというか、ちょっとやってもらえないかということであります。

なぜかという、例えば今私が見た限り6名ほどがいます。そこに、これは職員の給与に関する条例の11条の2にも、2万3,000円以上のアパートを借りている、家賃を払っている方に対しては、借りている金額から2万3,000円を引いた残りを2分の1プラス1万1,000円ということですが、これは名護ですと、不動産に聞くと2LDKで大体5万から5万5,000円が平均みたいです。となると、5万5,000円として、この計算すると大体1人2万7,000円くらい住居手当が出ているわけです。通勤手当にしても、ここでははっきりした金額はわからないんですが、名護まで大体1万二、三千くらいかかると思うんですが、その辺のコストがかかっているんですが。

もう一つは、村内に住居を持っている、購入した人に対しては、購入した日から5年以内は2,500円なんです、手当を出しているのは。その辺を矛盾する点があるんですが、村長として今言った2点、どういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 今、その件は職員、質問の村外でアパートを借りているのは今9名だということで聞いております。先ほどありました住居手当、通勤手当については、私のほうではちょっと答えることはできませんけれども、いわゆる村外に住んでいる職員の件では、村としましてはぜひ村内で住んでいただきたいということでいろいろなことで思っているんですけれども、例えば村営住宅の入居条件の緩和とか、それに該当しないかということで、ある意味では個別的にそういう話もしたことはあると聞いております。

議員の指摘のとおり、ぜひそういう手当の問題とか、そういう財政的なこともあるんじゃないかということも承知しておりますし、ぜひ、職員が村内から職場に行けるような条件の整備というんですか、また、そういったことの協力はやっていかなきゃいけないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、これは別に手当をやるなどということではないです、これはちゃんと保障されていますので、ちゃんとしてそれ相応の村の規則というか、これは条例で定めるということになっていますので、条例によって、じゃ最低どのくらいやりましようとか決めてやってもらいたいと思います。

また、一番、これは住所がこの職員なんかはどうなっているのか、例えば通勤手当が出ているということは住所が名護なんだと思うんです。やった場合の税金はじゃどうなっているのか、その辺の矛盾もありますし、あと僕が一番言いたいのは、先ほど2,500円と言いましたけれども、あれは5年過ぎたらなくなるわけですね。やった場合は、本当は村内で自分のおうちを構えて、固定資産も支払っているし、かえってそういう人たちにこの手当を出したらどうかというふうにも考えてはおりますんですけれども、村外に住んで手当をあげて、税金はほかのところに持っていくよりは、そういったことも考えたらどうかなというふうに思っております。

これから、大体私はこういった職員間の、村長がいつも言っています住民サービスとい

うけれども、私は職員間の和というのは、何かでちょっとごたごたすれば本当に十分住民サービスを伝えることができるのかということもちょっとありますので、やっぱり住民サービスをするには、何というか静かな水辺に石を投げたらきれいに輪が広がっていくように、以心伝心、全部職員同士が伝わるように、まとまりがあれば初めて住民福祉も十分にできると思いますので、その辺のことも考えて、最後に村長一言ありましたら、言って。

- 議長（宮城功光） 質問外になっているので、さっきから。
- 1番（大城佐一） じゃ、質問をこれで終わりたいと思います。
- 議長（宮城功光） これで、大城佐一議員の質問を終わります。

---

◇ 金 城 勇 議員

- 議長（宮城功光） 次に、大宜味村の農業施策に関することについて、金城 勇議員。
- 5番（金城 勇） おはようございます。それでは、大宜味村農業施策に関することについてお伺いします。

大宜味村農業委員会から出された村農業施策に関する建議、要望書が出されていると思います。1から5までとありますけれども、すみません、課長に聞いたら1から6まであるということで、1から6というの、3が2つあったものですから、私も見落として1から6までのことについて村はどのように考えておられるかお聞きしたいのですが、この1から6までというのを、資料を持っていない方がわかりにくいかと思いますので、議長、その質問項目だけ追加してよろしいでしょうか。

それでは、この1について、圃場整備をしたかんがい施設の維持管理について、それから、2、大宜味村農業振興地域整備計画の見直しについて、3、大宜味村有林や払い下げ条例に基づき村有地払い下げした土地の有効活用の仕組みづくりについて、4、農業用水施設等の助成等について、5、バラ堆肥の補助について、6、農地基本台帳等の整備や農業委員会事務局体制について、以上6項目であります。

次に、6項目の中にもありますけれども、農地基本台帳の整備に対する対策はどのように対処していくのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（宮城功光） 村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） ただいまの金城 勇議員のご質問にお答えいたします。

村農業施策に関する建議書が農業委員会から提出されております。建議書の順を追って

お答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の圃場整備についてですが、圃場整備をしたかんがい施設の維持管理についての件でございますけれども、喜如嘉土地改良事業は昭和53年度の完了地区となっております、完了から30年以上が経過しております。要望書によると、要望書と申しますか、建議書によると、取水堰の老朽化により干ばつ時期に取水口まで水位が上昇しない状況にあるとのことでございます。それにつきましては、現場を調査をし、対応策をこれから考えていきたいと思っております。

次に、土地改良組合が解散し、用水路の維持管理は行政による保全が求められるということについてでございますけれども、基本的には土地改良組合が解散したとはいえ、利用者が維持管理を行うのが原則と判断いたします。現に、同地区及び他の地区においても利用者による維持管理が行われているのが現状です。ただ、農業施策上、対応策の検討は必要だと考えております。

2番目の大宜味村農業振興地域整備事業計画の見直しについてであります。農業振興地域整備事業計画の見直しについては、議会のご理解を得て、平成20年度一般会計補正予算（第8号）により予算化され、今年度繰り越し予算として現在事業執行に向け取り組んでいるところであり、資料が整い次第、今年度中に見直しを行う予定であります。

次に、3点目でございますが、大宜味村有地払い下げ条例に基づく土地の有効活用の仕組みづくりについてでございますが、村有地払い下げ利活用についてでありますけれども、払い下げ地域について10年以上経過していることから、今後調査、確認等を行い、慎重な対応が必要と考えております。

4番目の農業用水施設等の助成金については、最近では集落地域整備統合補助事業で、昨年度完了した田嘉里地区の農業用水確保の事業等がありました。村といたしましても、農業振興を図る観点から、地域の理解を得ながら積極的な事業導入に向けての調査等を検討し、取り組んでいきたいと考えております。

5番目のバラ堆肥の補助について、議員もご存じのとおりでございますが、現在交付を行っています補助金は、大宜味村農業振興補助金交付規定において定められた範囲での補助金の交付でございます。そのバラ肥料、バラ堆肥というのは村内の畜産農家から直接購入の肥料と今のところ認識して答えをしたいと思いますが、バラ堆肥に対しての補助金につきましては、その肥料の数量や成分、流通経路等の把握が難しいのではないかと考えており、現段階での補助金交付実行につきましては検討課題として取り上げていきたいと思

っております。

次に、6点目の農地台帳等の整備や農業委員会事務局体制についてでございますが、そもそも農地台帳というものの整備については、農業委員会において農地の利用状況等を正確に把握し整備する観点から本来農業委員会が整備するものと認識しておりますが、ただ、現状から台帳が不備なため農業施策の遂行に支障を来していることから、農業委員会と連携を図りながら早急な整備が必要と考えております。そのため、今年度は産業振興課に6月より臨時的任用での職員を1名配置し、取り組んでいるところでございます。

以上、答弁にかえます。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 1番に対しては、利用者がそういうもろもろの補修なり、それをするということで、調査によってはまた利用者が対応できない場合はやはり村の手助けも必要かと思っておりますので、その時点になればまた検討していただきたいと思っております。

2番についてですけれども、20年に予算化されて現在取り組んでいるところであるとありますけれども、その計画の見直しを進めている中で、点の2つ目にありますけれども、やっぱり村有地の払い下げ条例に基づき払い下げた土地が、錯誤で農振農用地区内に入っていない土地についても農振農用地区に組み入れることとありますので、そこら辺もやはり吟味していただいて検討すべきだと思います。

それから、新聞報道等でも、竹富町あたりでその計画書が未完成なのに委託料を支払っていたと、そういうこともあります。平成7年からその計画書が策定され、13年度に見直されているが、そこら辺は大宜味ではどうなっているのか、そこら辺も確認したいと思っております。

3番の村有林払い下げで有効活用ということで①から③までありますけれども、そこら辺についてでも、その農業振興整備計画にちゃんと組み入れて検討されるようお願いしたいと思います。

それから、払い下げされて、道路がないまま払い下げされていまだに活用されていないということも聞いておりますが、そこら辺はやはり地主等で話し合っても決着がつかないという部分もありますので、そこら辺はやはり村も中に入って、早く農地性のあるところは利用できるように取り組んでいただきたいと思っております。

4番の農業用水施設の助成についてですけれども、田嘉里が完了して、その他のところではやっぱり調査・検討されて、必要ならば予算も確保して、農業振興に頑張っていただ

きたいと思います。

それから、5番のバラ堆肥については、以前にもほかの議員が質問なされて、やはり酪農されている方で、そういう販売できるような資格がないとか、やっぱりそういうのがありまして、今後農家としてはやっぱり肥料の値上がりとか、そういう堆肥等の値上がりもありまして、なるべくバラ堆肥で村内の安く大量に利用したいという方々もおられますので、販売できるような資格をとれる、そういう指導も含めて、有効利用できるように酪農家の後押しをしていただきたいなと思います。

6番の農地基本台帳の整備、農業委員会の事務局体制についてですけれども、農業委員会の事務局体制についてはとやかく言うあれはないんですけれども、農業の村である大宜味にとって、この農地基本台帳というのは農政を進める上でとても大事な資料でありますし、農家の正確なデータがないために農業施策に支障を来していると、そういうものがやっぱり正確に整備されていないといろいろな支障が出てきて、いろいろな弊害が出てくると思います。

そこで、1から6までありますけれども、特に私が早急にしてほしいのはやっぱり6番の農業基本台帳、この農業基本台帳の整備記入の手引きというのがありますけれども、その中に、農業基本台帳の点検補正の中で、せっかく整備しても必要な情報が記載されていなかったり、古い情報のままだったりしてはいけないと、このため農地基本台帳の記載内容については変更が生じているかどうかきちんと点検し、変更があったときは必ず補正を行い、データの正確性を期するとあります。そういうことを踏まえて、支障を来しているのはどこに支障があるのか、6番の後半のほうにもありますけれども、やっぱり可能な人員やその予算の確保が問題であるならば、行政もそこら辺を把握して、やはり早急にこれを解決していかないと、今後いろいろな支障が出てくるかと思えますけれども、もう一度、そこら辺を踏まえて答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 金城議員からご指摘等ありまして、私のほうでお答えしたいと思います。

農地台帳の不整備という話の中で、かなりいろいろなところで支障があると思われま。現在、昨年度から予算をいただいて、今、台帳のデータ作成に取り組んでおります。私どもといたしましては、早急にこの台帳の整備、先ほど出たように、まだ入っていないところとか、そういうものを今保守管理していただいている業者と一緒に今チェックをしてい

るところであります。

あと、村有地払い下げの問題につきましても、もう一度精査、確認をして、ちゃんとした把握のもとでいろいろやっていきたいと考えております。

農業委員会の体制については、皆さんにもいろいろご迷惑をおかけしました。現在、農業委員会を庁舎の2階のほうに上げて私兼務しておりますが、兼務の中で2階と一緒に農業委員会、さらに産業振興課ともになってやっていきたいと。そのために、6月より先ほど村長がおっしゃいましたように臨時的任用で職員1名配置し、その問題等の解決に向けて今取り組んでいるところであります。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 農業基本台帳の整備について答弁がありましたけれども、今6月に1人、臨的に配属して、それから20年で補正でやって、この農地基本台帳のデータがその人員と予算で整備できるのか、整備できなかつたらやっぱり早く整備するために予算の確保などやってほしいんですけども、この基本台帳の整備がやはりちゃんとしていないと農業委員会の選挙人名簿にもかかわってきますし、その名簿は有権者が申請に基づいて作成されるわけでありましてけれども、農業委員会が行う審査を通じて各農家の農業従事者、耕作状況等、その経営実態を確認し、データを更新し、反映させるとあります。

このデータ自体がちゃんと整備されていないと、そういう農業委員会の選挙人名簿にも狂いが生じてくる。だから、そこら辺も先ほど申し上げたように、やっぱりもう古い情報はそのままではいけないし、また、必要な情報があれば早く記載しないといけないし、そういうことで今積み残っているデータの不足、そこら辺を早く解決しないといろいろな方面で弊害が出てくると。ましてや、農地の地目変更とか、そういう場合になれば建設関係にも影響してくるし、建てられる建物も建てられなくなると。農地を欲しがっている後継者あたりも、手続できなければせっかくの後継者もやっぱり農業ができないと。

それから、最近法律も改正されて、企業あたりも農業に参入がしやすいような法改正となっております。だから、基本となる台帳がしっかりしていないと、やはりいい企業が来ても、土地も貸せない。また、逆もあるかと思えます。その台帳がしっかりしていないと、ちょっと変な業者が来るとその歯どめがきかないとか、そこら辺もやはりこの農業参入をしてくる企業に対してもそこら辺基本台帳自体がしっかりしていないと対応できなくなると思うんです。そこら辺もやっぱり考えていただいて、そのデータのしっかりとしたもの

をつくるために対応してほしいんです。この1人の配属と今の予算で対応できるのかどうか、そこら辺もはっきり答弁いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 休憩いたします。

（午前10時46分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前10時48分）

---

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 金城議員のただいまのものについてお答えします。

6月より臨時的任用で1名、産業振興課のほうに配置しております。その1名においても、この農地台帳整備に向けて、1名であるとは限らないんですが、産業振興課と連携をとりながら、この台帳の整備に向けてやっております。さらに、今回の補正には上がってはいませんが、我々のデータが確認し次第、財政のほうと調整を行って、この台帳の整備に向けて、できれば賃金等の予算も確保しながらやっていくということで話し合いをしております。

6月の補正には上げてはいませんが、近々我々のデータが最終確認をして、その打ち込みとか、そういうものを賃金のほうで対応して台帳の整備に充てたいと考えております。よろしいでしょうか。

○ 議長（宮城功光） 財政課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいま金城議員からの意見ですが、財務課としても予算の面ではかなり厳しいところがありますよということも言っております。というのは、一般財源で確保する賃金についてはほとんど予算化していない状況もあります。ただ、今回の場合、作成を実際にどの辺まで今来ているんだと、どのあたりから、じゃ、どれくらいのことをさせるんだというふうなことを書類に計画的なものを出してもらいたいということであったんですが、なかなかそれが見られなくて、そうであれば物がある程度そろった段階で単期間でデータ入力 of 更新、変更を賃金職員でもって行わせようというふうなことで、その上である程度の書類、資料が整った形のときに賃金をつけてやりましょうというようなことで話は進めております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 金城 勇議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 3回で終わろうかと思ったんですけども、やはりこの件は以前もほかの議員から議会で話が出されて、そのときからの対応がよく見えなかったものから、やはり早く正確にデータを整理しなければいけないというのはわかっていたと思うんです。今、再度聞くと努力しているのは見えますけれども、やはりもっと早い段階からできなかったのか、今後そのデータをそろえるということは、農業者にとっても村にとっても大きな基本的な情報だと思います。だから、この情報をしっかりしないと、何を進めるにもやっぱり弊害が出てきます。

今、二方の課長が言われたように早く情報を、農業委員会の皆さんとも協力しながら、農家の皆さんとも協力しながら、そこら辺はまとめていくために、この予算が厳しいということもおっしゃっておられましたけれども、本当に厳しい中でそれをやるということは大変かもしれませんが、そこら辺はやはりまた村長の判断で、なければ基金を取り崩してやるとか、今やらないと本当に残った課題を次の職員の、次の担当に任せたりすると、本当に職員たちが仕事がスムーズにいかない。それをやるために、次の新しい事業に進めないという問題も出てくる可能性もあります。だから、早急にその今の問題を解決するために、やはりもう予算がないと言っている場合かと思うんですけども、そこら辺をやっぱり村長の判断で基金を取り崩してまでも整理すべきだと思いますので、そこら辺答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど産業振興課長あるいは財務課長からもありましたように、予算の見通しを今つけて、そしてできるだけ早くということで今事業を進めて、処理を進めているところでございます。議員ご指摘のとおり、もっと早くできなかったかということとは確かにそういうことがございますが、ことしでどうしてもその分野は仕上げたいなということで、資金、予算とかということも含めて今話を進めているところでございますが、精いっぱいその実現に向けて努力していきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） これで金城 勇議員の質問を終わります。

---

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（宮城功光） 次に、次期村長選挙への出馬について、新城一智議員。

○ **2番（新城一智）** 近隣市町村でも来年は選挙の年ということで、村長の進退について、表明された町村長もいらっしゃいますし、前回も私のほうで村長に対してそういう意欲を伺った経緯もありまして、ちょっと前は9月でしたか12月でしたか、早い時期にそういう意思を確認したいということで一般質問をしていきます。

まず、結の浜とか新しいまちづくり、また、癒しの森とか行政課題、さまざまな問題で取り組まなければならないことが山のように残っている現状があると思いますが、とても来年、ことしいっぱい解決できるものではないように感じます。

そこで伺いますが、村長みずからリーダーシップをとって課題問題の解決のために、次期の村長選挙への出馬する意欲があるのかどうか、まず村長のほうから伺います。

○ **議長（宮城功光）** 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ **村長（島袋義久）** ただいまの新城一智議員の次期村長選挙の出馬についてのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、結の浜の新たなまちづくり、あるいは大保ダムを今使うようになってこの周辺の整備だとか、あるいは長寿癒しの里云々森の整備だとかという取り組み、そういった多くの課題が山積している現状というのは確かにありまして、それはそのように認識をしておりますが、それらの諸課題は、議員ご指摘のように即短期間でできるというようなことではございませんで、現段階ではその諸課題の解決に向けて鋭意今取り組み、努力をしているところであります。

その諸課題解決には、それ相当の、さっき申し上げた時間がかかりますので、諸課題実現に向け、その環境づくりと今取り組んでいる事柄の充実強化を図るべく全力そこに傾注しているところでございまして、今重要なそういった責務、その辺が私に課された重要な責務だと考えております。

したがって、今、来年度予定されている村長選挙については現時点で何も考えておりませんでした。

○ **議長（宮城功光）** 2番 新城一智議員。

○ **2番（新城一智）** やっぱり、なぜそういうことを聞くかということ、2期の8年間というのはやっぱりいろいろな、教育畑から村長になられて、政治家としての意識とか見識とか、すべてにおいてやっぱりそういう2期を超したところから始まるということも一般的には言われておりまして、せんだってば金武の儀武町長ですか、来年4月の選挙と言わ

れていまして、北部市町村会の会長ということで3期目に意欲を示していました。新聞に書かれていました。

村長は、現在北部振興会の会長ということでもありますし、この役職についてやっぱり各北部振興の部分とか、いろいろな面で組合の実務なりを見ている中で、大宜味村にやっぱりこれを持ってきたいとか、こういうものをこっちで取り組みたいとかという意識が、やっぱりそういう公務の中で芽生えてくるというか、思いを強く持つとかということもあるだろうというふうに感じましたので、その意欲について伺った次第です。ぜひ、今あるその役職も含めて、大宜味村にどういうことが必要なのかということも強いリーダーシップのもとで考えて、次期も進退について考えていただきたいということで質問をした次第です。何かあれば村長のほうから再度答弁もらって、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 議員ご指摘のとおり、確かに地区での産業振興関係を担当する北部振興会を持っているわけですが、やっぱりこの振興会の事業の中で、大宜味村で何かできないかというようなことは常に検討する、特にやんばる産業まつり等と関連したものが何ができるかということを探りながらでございますが、今のところまだそういうことを、どうしますという具体的なことは出てまいりません。次年度の方針に向けて、事務局で今調整しているところでございます。

ご指摘のとおり、意欲的に早めるということでございますけれども、先ほど申し上げました、今取り組んでいることで集中していきたい、努力していきたいというのが今の私の心境でございます。それが今与えられた責務だろうというようなことで、今のところこうしますという方針は考えていないということです。

○ 議長（宮城功光） これで、次期村長選挙への出馬についての質問を終わります。

次に、行政相談について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 次に、行政相談について質問したいと思います。3点ほどありますので、よろしくお願いします。

村が定期的に行っている行政相談について伺います。まず、1回の相談について、1日かけていると思いますが、何件くらいの相談を受けているのか、大体平均でよろしいのでお願いします。

2点目に、どういう内容が相談されているのか、が多いのか、これもお伺いしたいと思います。

3点目に、この相談をした相談者に対しての対応はどういうふうになされているのか、この3点について答弁よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 行政相談について、新城一智議員のご質問にお答えいたします。

行政相談員は、行政相談法に基づき総務大臣が委嘱するものであります。国民が毎日の暮らしの中で感じている国・地方の役所の仕事について、苦情や意見、要望を直接受け付け、その解決実現に努めています。2カ月に1回、定期的に相談所を開設し行っている相談のほか、常時相談員に直接相談することができます。

相談所での相談についてお答えいたしますと、平成20年度は6回の開催で6件の相談があり、その場で対応できるものは即対応しております。また、関連機関が村である場合など、必要に応じて担当者等から聞き取りや意見を求め、また改善策について相談するなどの対応をしております。

内容につきましては、相談員は相談員法第5条の規定により業務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされています。月報等の報告についても、相談員が直接行政評価事務所に報告していますので、内容の詳細は把握していませんので、ご理解いただきたいと思えます。

ただ、行政評価事務所が公表いたしました平成20年度の県全体の数字では総計3,635件で、医療保険、年金が155件で一番多く、登記、戸籍が150件、税金140件、雇用59件、社会福祉56件という内容でございます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 総務省が相談員を据えてそういう相談に乗っているということなんですが、内容的にはそういう規則というか法律というか、その辺で具体的な内容は直接村としてこの相談員から聞けるということはないと思えますけれども、先ほど相談の内容として医療、介護、福祉とか、いろいろ雇用とかあったように、この3点の中で私が一番気にするのが、この相談者への対応なんです。例えば、村に対する相談を受けた場合に、さっき聞き取りとか相談に乗ったりとかするということなんですけれども、やっぱり回答をこういうものについてどうしていくのか、また、どう改めるのかという、その回答がやっぱり一番大事じゃないかなと感じていまして、施策説明会の中でも村長の施政方針の中

にもありますように、村ぐるみで協働で村をつくっていきこうという中で、こういう村民からの相談ということに誠心誠意対応していくのがやっぱり行政としての責任じゃないかと思っております。

例えば、議員個人にもやっぱりこういう相談が多々あるわけです。職員の問題についてとか、投書が来たり、そういうものも含めて、やっぱりこういう相談ということについては誠心誠意やっぱり何らかの形で回答していく、答えを出していくというのが、一番協働で村をつくっていく意味においては非常に大事なことじゃないかなと思っております。

ここで、そういう村民に対しての一方通行じゃない、村民が言うだけじゃなくて、行政側からの回答をこれをしっかりしてほしいと思うんですけども、これは村長の意見を伺って、やるという答弁がいただきましたらこれで質問を終わりますけれども、積極的な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど答弁で申し上げましたように、なかなか内容をちょっと公表できるというようなことではございませんので、その辺はしっかり精査をしながら、できることはやるような方向でいきたい。ただ、先ほど、重ねて申し上げますけれども、内容は個人の秘密に関する問題が多い、公表したら困るというようなことの内容もございまして、我々のところにも報告されないという内容もございまして、そこは十分相手の立場を配慮しながら進めなければいけないと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 相談をできる雰囲気をやっぱりもう少し確立する必要があるんじゃないかなという感じがしますので、相談窓口について、また相談員とも相談しながら、ささいなことでも常時受け付ける雰囲気だけをつくっていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、努力していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで、行政相談についての質問を終わります。

次に、少子化対策について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、少子化対策について質問を行います。

これも、私は15年9月に同じような質問をさせていただきました。これから、どのように変わったのか伺っていききたいと思います。

国も今は少子化対策、子育て応援とか保育所とか、いろいろなところに本腰を入れて、前もエンゼルプランとか、新エンゼルプランとか、いろいろな取り組みをやってきました

けれども、もうようやく本腰を入れて取り組み始めたなという感じがいたします。行政としても、この問題についてどのような行政内部で議論がなされているのか伺います。また、今後、この問題に対する解決策をどう講じていくのか、検討委員会なりを設置するとか、そういうものも含めて、答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの少子化対策に対する新城一智議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、国の少子化対策というのがいろいろ出されまして、その国の対策を受けて、本村でも平成17年3月に前期次世代育成支援行動計画というものを策定して、それを今実践をしているということで、その中で、次代へともにきらきらいきいき笑顔の大宜味村というのを基本理念に、子育ての支援としていろいろな分野、各分野で検討をしてまいりました。さらに、先ほどありましたようにこれからということの課題につきましては、本年度で後期次世代育成支援行動計画というのを策定するということになっていまして、その段階で教育委員会だとか、あるいは建設環境課だとかというような関係団体といひますか、を交えながら、本村の課題であるいろいろな、環境関係では特に雇用あるいは住宅問題、あるいは若年層が定着できる環境というようなことなども中身としてこれから関係機関や課と協働しながら、また、特に保育所あるいは幼稚園という、保育所あるいは幼児教育というような立場からも、その一体化というものも含めて検討をしていかなければいけないと、また、検討していくというふうに思っておりまして、今ご指摘の次世代の計画の中、特にそれを中心としながら、各分野で検討したという中から、現在行っているということは、現在子育て支援としてそれぞれの立場で事業を展開していると。

具体的に幾つか申し上げたいと思いますが、1点目は、保育所において延長保育、乳児保育、一時保育、個々の発達に合った離乳食やアレルギー食への対応をしております。特に食事、おやつ等のメニューは充実したものと自負しております。また、ことし4月には平成4年以来、20代の保育士を採用いたしまして、後継者育成というようなことにも努めております。

2点目は、乳児医療助成金においても、県の補助は通院が3歳まで対象であるが、本村は就学前まで単費補助を拡大して進めております。

3つ目の母子保健分野においては、妊婦健診の公費負担を14回に拡充し、負担軽減を図

っております。離乳食実習及び妊婦の栄養について、講座を開催をしております。また、保健師が新生児宅を訪問し、新生児の発育、母親の産後の状況を把握し、育児等の相談をしております。満1歳の誕生日を迎える幼児には、母子推進委員が手づくりのパーティーカードと絵本のプレゼントをして子育ての相談や助言等を進めております。

4つ目には、出産費の負担を軽減するために、国保からは出産費用の貸しつけということもしております・

5つ目の、平成20年度は経済危機対策費として子育て応援手当が3歳以上の第2子以降が対象となり、37名の児童・幼児が対象となりました。平成21年度においても、政府案として子育て応援手当が第1子に拡大する補正予算が今検討されておりますので、その通達があり次第、また即対応していきたいというふうに思っております。

なお、村の宝であります子供たちへの支援を手厚くすることは、大宜味村の将来、未来への投資として考え、若者や子供たちが夢を抱き、きらきら生き生き子育てできる環境を整える最善の利益が子供たちに与えられるよう充実した後期次世代育成支援行動計画を今年度策定する方針であります。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、村長からいろいろ今講じられている施策について答弁がありましたけれども、大体がどこの市町村でもやられていることなんです、大体が。やっぱり少子化対策というのは、村独自の何かものを考えないと、やっぱり若い人たちが安心して子供も持てない、産めない、2人目がなかなか産めないとか、3人目がなかなか産めないとか、今そういうことがあるのが実情だと思う。まず、雇用、住宅も含めて、最大雇用という部分が大きいんだと思いますが、仕事が安定しないから結婚もできない、子供も産めないというのが現状です。

前に質問したときも、晩婚化といいますか、結婚をしない、できないといいますか、したいけれどもできない、もうしたいけれどもできない理由がやっぱり多々多様にあると思います。1つは出会う場所がないとか、あとは給料が安いからできないとか、仕事がアルバイトだからできないとか、いろいろな問題を抱えている若い世代がやっぱりいると思います。子供を産み育てるといえるのは、やっぱり年齢にもある程度制限が出てきますし、その中できちんとした施策がとれていればその地域は活気づくようになると思うので、村独自の、例えば2子目以降に子供が生まれたら祝い金を幾ら出すとか、例えば結婚したいけれどもできない人がいるんだったら、何がじゃ原因でどういう場所がつかれるのか、前に

質問したときは合同コンパというか、お見合いとか、そういうことも話を出していますけれども、そういう企画を何とかして少子化対策を、多種多様にわたってこれは非常に難しいところもあるんですけども、こういう若い人たちがやっぱり大宜味で結婚して子供を産んで、ここで村民と一緒に大宜味村の将来のためにやっぴりやっぴりという、そういうふうなやっぴり施策が必要だと思います。

それを庁内でも議論しているとは思いますが、若い人たちにどういうことが弊害になっているのか、原因を突きとめる意味でも、役場の職員内にも独身の男性、女性がいると思います。そういう原因をきちんと分析して、財政面もあるでしょうけれども、どういう手だてができるのか、そういうこともぜひ独自のものをやっていただきたいと思うんですが、その辺についてももう一度答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま非常に貴重なご提言をいただきました。さきの10何年かで質問がありましたが、そのときも晩婚の問題もあったし、また出会いの話もございましたし、そういう出会いとかいろいろなイベント等を通して、あるいは各種団体の活動を通して、特に青年なら青年会の中で出会いをつくりながら、そういった話し合いができたらというようなことも含めまして青年団の活動もしっかり活発化しておりますけれども、そういうことが一つの支援の中身の活動化になるかなというふうには思っておりますが、さらにこれは推進していくというようなことで。

今おっしゃる村独自のことににつきまして、今、先ほど申し上げましたような環境整備と申しますか、そういった子育てに関する環境の整備だとか、これからやる後期の次世代育成行動計画の策定をする段階で前回よりかなり中身を、参加と申しますか、企画に参加する範囲を広げて、前回のを精査しながら、そして、それを今やっている実行をしながら、それをさらに改善していくというようなことで、今アンケート等もとりながら進めていこうということでございますので、今ご指摘ありますような企画というものをさらに進めていけたらというふうに思っています、今度の後期の行動計画の策定の中でしっかり進めていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、本当に独自のものをつくっていただきたいと申します。

これは提案的なものもあるんですが、やっぱり晩婚化を避けるためには、先に出会う場所とか、お見合いじゃないですけども、そういう場所がやっぱり必要になってくるんだ

ろうなど、人的な交流も含めて、大宜味村をまたよく知ってもらうためにも、例えば女の方だったらどこか他の市町村でもいいですし、独身方を集めるとか、あと看護婦さんとか、そういうところの部分とか、大宜味のやっぱりよさを知らせながら、若い人たちと交流してもらおうとかですね。

最近は、やっぱりアイモコさんなんかの活動がもうメジャー級になってきて、大宜味観光大使ということもありまして、そういうアイモコさんたちの力もそういう部分でかりることはできないのかなど。話題性もありますし、ぜひ、その辺もできる限り、財政も厳しい中ですが、将来の大宜味村をしょって立つ若い人たちのためにそういう場所を提供するのは、別にだれも反対するものではないのかなと思いますので、その辺前向きに検討していただきたいということを申し上げて、その回答ができれば、回答をいただいて質問を終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの非常に貴重な提言として受けとめたいと思いますし、いろいろなイベント等を通して、そして、今観光等の関係もいろいろと取り組んでいるところでもありますから、そういうことも全部網羅しながら、幅広くそういうイベントとかという、観光等とかという取り組みの中に、そういう視点を入れながらやっていくというのも一つの検討の内容なのかなというふうに今ふいと思いましたので、今の新城議員のご提言を大事にしていきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで新城一智議員の質問を終わります。

休憩いたします。

(午前 1 1 時 2 4 分)

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前 1 1 時 3 1 分)

---

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（宮城功光） 一般質問を行います。村道路の維持管理について、平良嗣男議員。

○ 9 番（平良嗣男） それでは、通告に従いまして、村道路の維持管理について一般質問をさせていただきたいと思います。

本村の道路は、国道、県道、村道、農道、林道等が道路網としてありますが、その維持

管理については各道路管理者が行っている状況であります。その中、村道、農道、林道は村管理として本村の厳しい財政状況の中、維持管理人夫を配置し、道路の管理を行っていることは、村民を初め、道路を利用する方々に安全な通行と利便性の向上を図っているものと思います。

よって、今後とも道路の維持管理については積極的に行政の対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

なお、下記の件についてお聞きをしたいと思います。

1点目に、大宜味喜納線で台風時の大雨等々で崩れかかっている道路が2カ所ほどあります。村としてはシートカバーで覆い、カラーコーンで注意を促しているが、そのカラーコーンも風で飛ばされている状況であります。また、喜如嘉地域の腰間線や津波地域にもあり、これまでの長い間放置されているが、災害事業等の対象になるのであれば対応する必要があるかと思うが、お伺いをしたいと思います。

2点目に、平成19年3月12日に定例会において一般質問をいたしました。念蒲エーガイ線の道路の舗装、アスファルト等々の全路線の改修についてお聞きしましたが、大保ダムも実質上工事も終えかかっているが、村と国、いわば北部ダム事務所との中ではどのような結果になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の村道の維持管理についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、長い間この放置していたことにつきましては、安心・安全な道路づくりの観点から大変申しわけないなというふうに思っております。

村道の維持管理の修繕費については年間75万円程度計上しておりますが、通行不能とか緊急時の修繕費に充てるのが現状であります。そういう理由から、議員がおっしゃる場所は修繕費用の範囲でできる工事ではありませんので、おくれておりますけれども、今後何らかの対応を検討していくというふうに話を進めているところでございます。

なお、災害事業等で対応するか検討しておりますけれども、災害査定条件が厳しい状況にあり、災害事業での対応は難しいものがございます。

それから、2点目の念蒲エーガイ線の舗装等の全路線の改修についての北部ダム事務所との協議経過についてでございますが、平成19年9月10日に北部ダム事務所に全路線の改

修要請をしてまいりました。北部ダム事務所は、当時の副所長や調査2課長及び係長が対応していただきまして、要請結果につきましては工事車両の原因による破損等は責任を持って補修するが、要請の全面補修については、その時点の道路破損状況等をかんがみて検討させていただきたいということでございましたが、最近、村とダム事務所の行政懇談会がありまして、その中で改修に当たっては村の立ち会いのもと行うことを再確認をしております。これから取り組みが具体化するということでございます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 1点目の件につきまして、災害で該当できないというようなことがございますが、時期を逃すとそういうようなことが起こるだろうというふうに思うわけです。

まず、建設環境課長にお聞きしたいんですけども、建設環境課長と財務課長にちょっと聞きたいんですが、災害に該当する要件と補助率はどうなっているのか、そこら辺と交付税にどうはね返ってくるか、そこら辺をまず聞きたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 災害の要因のお話なんですけれども、災害は暴風、洪水、高潮、地震その他、異常現象にあるものを災害と言います。降雨量については、最大24時間雨量、連続的に80ミリ、それと時間雨量20ミリも該当します。台風は風速15メートル以上でございます。

それと、適用除外という項目がありまして、この災害の規模、例えば通行不能なのか。今、議員がおっしゃっている箇所は、一時的な、長い間から積み重ねて今のような状況になっているという箇所であります。ですから、もし災害対応を検討するとなれば、これが道路の決壊が交通不能になるような状況とか、そういうふうな場合は災害で対応できると思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいまの平良議員の質問ですが、まず、公共土木災害の場合は、これが国庫補助となった場合に補助率が80%で、その裏、地方負担額が20%になります。その20%に対して、地方は地方債、起債を行うことができます。その地方債に対して、後年度以降、元利償還金で返済していくわけですが、この元利償還金に対して公共土

木債の場合は95%交付税算入になります。

もう一つあるわけですが、同じく単独災害、この単独災害の場合は補助はつきませんけれども、地方債が100%になります。ただ、この場合に交付税算入が後年度以降47.5から85.5としているのは、市町村の財政力に応じて補正があるということになっています。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 災害というのはないほうがいいわけでありますけれども、災害はいつやってくるかわかりませんね。そういうことで、いずれにしましても、最近は建設環境課においては災害らしい災害というのはないせいなのか、災害の対応というのが事業はとられていない。そうすると、職員のこれからの災害の事業のとり方、そういうこともわからなくなるんじゃないかなというふうに思うわけです。

今先ほど課長からありましたように、大宜味地域の今の私が申し上げているところは、あれは大変金がかかるようなところなんです。これは今、村長の答弁にもありましたけれども、これは簡単な金ではない。これは、だから私は何よりも災害の適用できないかと申し上げたのは、今、村が事業を行っているもろもろの中で、国の緊急対策事業の活用、また一般財源の持ち出し、そういうもろもろをやっておりますね。

例えば、先ほど今、財務課長からあった95%の交付税の算入ができる、そういう対応をした場合にはあるということでありますから起債もできるわけですよ。それから考えますと、例えば1,000万の村独自の一般財源があれば9,000万以上、約1億ほどのもろもろの事業ができるわけですね、言えね。90パー、80パーになるかわかりませんけれども。そうすると、村の持ち出しということも考えながら、また、村のいろいろなメリットを考えると、そういう事業のとり方、ただ災害費だけじゃなくて、ほかの事業のとり方も積極的に行っていかなければいけないんじゃないかというふうに思うわけです。財政は厳しいわけでありますけれども、しかし、対応しなきゃできないものがたくさんある。そういう中においては、そういう大いに事業のいろいろな面から勉強しながら、そして、県にも足を運びながら事業を獲得をするというようなことが必要であろうというふうに思うわけです。

それで、1点目に対してはできるだけ早く対応してもらいたいということでありますけれども、財政面があろうかと思いますが、そこら辺は距離的にできるものと、すぐできるものがありますので、そこら辺を検討しながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の質問でございますけれども、私はなぜこれは前にも申し上げたかといひますと、この路線は距離が大変長いわけですね。距離が長い割に幅員もある、これを村独自で改修等をしていくとなると大変な持ち出しが、お金がかかると。そこら辺から加味すると、これは国が使って、お互いも使っておるわけですが、国がこれだけに大きな工事をして使ったわけでありますから、そこら辺をもう少し村の負担が軽減できるような、国に対する強い要望が必要だろうというふうに思っております。

そこで、もう一つ私が例を申し上げますと、これまで塩屋大橋のかけかえの際に、塩屋区から要望があったものだと思うんですが、ゲートボールの設置、これが長い間放置して、これは言えば早目にやるようになっておったんです。しかしながらも、この詰めが遅くて長い間を放置されてきた。それで今できてきているゲートボールでありますね、そういうふうな例がありますね。

そこで、ダム事務所においても、工事が終えてからはもうとてもじゃないが相手は聞く耳も持たないだろうというふうに思います。そこで、今現在で強い姿勢で村から持ち出しがないような方法で強く国に要望して、この運搬道路を整備してもらいたいというふうに思っておりますが、村長のご意見をお伺いしたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま2点目の念蒲エーガイ線のことでございますけれども、さっき答弁したような内容が今交わされている話でございます。したがって、ダム事務所等は工事車両の原因によるものはしっかりやりますよということの約束はあるわけで、これはちゃんとやりますという回答をもらっておりますが、先ほど全面改修というのはなかなか厳しいものがございましてけれども、今月に入って行政懇談会、ダム事務所と村の幹部といひますか、課長級の皆さんとの行政懇談会の中でそういう話はさらに進めて、話はしてございます。

さっき申し上げましたように、全面については非常に厳しい姿勢でございますが、先ほど申し上げました破損等については責任を持ってやりますと。そのときに引き渡すときはそれぞれ村の立ち会いのもとに確認をして、その道路の改修結果の確認等も含めて確認の立ち会いをして引き渡しましょうというようなことになっておまして、これからまだ話をする機会があるとは思ひますが、再度そういうことの、議会でもあったよということも含めて申し上げておきたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） これで平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 武 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、村シークワサー加工施設について、宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） それでは、村シークワサー加工施設について質問いたします。

本村のシークワサー加工施設も、ことしの初めに裁判を終えて、引き継ぎもされたということですが、その後にまだ業者との、指定管理者との契約がなされていませんが、そのおこなっている理由をお聞かせください。

また、本指定管理者になられました、その業者は東京に住んでいますけれども、いまだにその営業実態といえますか、経営実態が見えてきません。そのような会社と村は指定管理者との契約が可能なのかどうか、お伺いします。

また、その会社の実績報告、例えば今まで加工施設を使っていた会社は毎年報告書を提出されていると思いますけれども、今現在、その新しくなる予定の指定管理者はどのような実績、売上高、従業員、どのような場所で経営をされているのか、その辺の報告等がありましたらお伺いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城 武議員のご質問にお答えをいたします。

3点ございましたが、順を追ってお答えいたします。

1点目の契約がなされていない理由についてでございますが、村が加工施設の管理運営を委託する場合には、あらかじめ沖縄県知事に協議を行い、沖縄総合事務局長の承認を受けなければなりません。その手続において、今回の加工施設における加工製品の良質化を目指し、加工過程の衛生化を図り、より安心・安全な食品加工施設への更新として計画をしておりますが、手続において同じく増築、模様替え等に伴う手続の規定があり、県知事との協議、沖縄総合事務局長の承認が必要になります。つきましては、今議会の補正予算成立後に増築、模様替え等に伴う手続を行い、承認後に管理運営主体の承認の手続を行う予定でございます。

議員ご質問のとおり、まだ指定管理者である大宜味村シークワサー振興組合との契約書にかわる協定書を締結しておりませんが、先ほどの2点の手続を経ながら、操業に向けて諸準備を進めて締結する予定でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目についてでございますが、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関す

る条例に基づき公平な手続を踏まえて審査選定されております。また、指定管理者として議会の議決を経ております。正当な手続を経ておりますので、何ら支障はないものと思います。

3点目につきましては、加工施設の管理運営を開始して発生するものであります。現時点では協定を締結しておりませんので、提供はありません。なお、法人登記に伴う法人住民税につきましては、村へ納付済みでございます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） ささまざまな制約、あるいは契約書類の手続等があるということでお伺いしましたけれども、その段階で、現在シークワサーに増設、あるいは製品をよくするというので大宜味村はこの加工施設に投資をするということではありますが、これはたしか公募制をしいたと、公募制をしいて指定管理者の指定を受けたはずですけども、公募制に応募する業者あるいは会社というのは、そのものを了解を得て、それに対して理解を示して公募してくるのではないんですか。これが1点です。

というのは、公募する項目の中に、こういう組織、こういう機器、こういう場所で、それに理解を示したところが公募して、そこが選んで応募するはずですよ。今お話を聞きましたら、何か新しい搾汁、その他もろもろを投資しなきゃいけないと、これは違うんじゃないでしょうか。大宜味村がつくった施設に対して公募して、それに応募をしたと。今話を聞くと、内容がちょっと違ってきていると思いますけれども。

それから、税金等は納められていると、それは理解できますが、じゃ、そこの会社というのは製品あるいは商品というものを実際に販売あるいは搾って、そういう営業あるいは運営をしてきたのか、その辺だけでもお答え願えますか。この2点です。シークワサー振興室長、お願いします。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、先ほどの2点、お答えしたいと思います。

今回のプラント機器の増設につきましては、あくまでも村の施設としてのこれからの厳しい状況の中での加工業界での立ち打ちをするための、やはりどうしても村としての施設である加工施設も、製品加工する過程でのどうしても衛生的な良質な商品をつくるために必要不可欠な、これまでになかったものを設置するというので、要するに公募したから

その人のためということではありません。現状の今の時代に、ニーズに合わせた設備ということで考えていただきたいと思います。あるものをかえたり、どうのこうのということではなくて、時代のニーズに合わせた必要不可欠な機器の整備ということでお考えいただきたいと思います。

それから、この組合の活動が見えないということで、商品とか販売、営業等の実績等についてをお伺いされておりますが、大宜味村シークワサー振興組合におきましては、村内の生産農家の代表の皆さん方が役員になられまして、この加工施設の運営を通して活動していくという前提での組合でありまして、今回村が今予定しております新たな機器の整備等、それを終えてこの組合の皆さんに引き渡しを行いまして、それからが営業の活動、操業開始ということで実績が出てきますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） ということは、今の状態は今の答弁からすると実績はないということですね、今現在。それははっきりしましたけれども。3月に引き継ぎの際に、この工場は三者、以前使われてきた沖縄物産振興会ですか、村、そして新たな指定管理者と、そのこの三者の立ち会いのもとで引き継ぎをされていたはずですが。それが、今になって、先ほどシークワサー振興室長がおっしゃってましたニーズ、ニーズって何ですか。やっていないと今さっき言ったじゃないですか。実績もないところにニーズなんて何ですか、一体。

ニーズというのは、こういうもので、こういうものが需要だよ、それは実績があって初めて出てくるものです。形もない、何もないのが、どこの情報かは知りませんが、多々のニーズ、それに合わせて村は投資をします。裁判でも、どれくらいの費用を使ってきたんですか、この加工施設の関係に関して。それでまた新たな投資ですか。

住民説明会を何十回以上とやっていますよ。急いで、早くやったほうが村のためになる、村の利益になると。これはさまざまな理由があると思いますけれども、ただ、ぜひ有効活用、なぜなら商品の、新しい商品、あるいはニーズとか、それは実績のあるところが言うものです。初めて何もしたこともない、口にしたこともない、あるいはつくったこともない方々のニーズ、それはほかのところでの商品に合わせての発想でしょう、実績がないんですから。

大宜味村は、裁判において民間の会社を大宜味村の業者に、指定管理者になりましたからということで投資をして裁判を行った結果が、さまざまなマイナス要因、それはシーク

クーサーの単価にもはね返ってきていると思います。

質問します、このニーズというのは何ですか。それと、この5年間でシーククーサーの単価というのは、出荷量はふえましたけれども、実質農家への収入は減っているはずで、最高単価のときからだと3分の1くらいにことはなるかもしれません。ましてや、実績のない会社がこれから商品をつくるということは、何年かかるとは思いますか。商品というのは、すぐにできるものじゃないです。その辺に対して、そういう私の今の商品の開発、時間、それからニーズというものに対して、それから、村はこの加工所に県・国の予算ではなく村独自のどれくらいの出費をしたのか、お答えできたら助かります。お願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 私のほうからお答えします。

ニーズというお話なんです、これは今、果汁業界も含めて、飲料食品業界が今国内、国際的に大変過当競争の時代にあるということは、もう皆さん多くの方がご存じだと思います。それで、一応今回3月31日に役場、前委託業者、そして指定管理者三者の立ち会いで無事一応は引き渡しを済んだ中で、さあ、これから新たな操業体制に向けてどうするかというときに、私たちは操業に向けては大体秋口だと思っております。そこに向けて、改めて機械の点検をしたところ、業者の意見では、これとこれを整備やったらもっと効率がいい整備ができますよということですので。それで、せっかく新たな操業に向けて進みますので、やはり競争力がより高まるような精度の高い工場を整備して、委託、操業させたほうがよろしいだろうと、そういうことで社会の今、食品業界の競争力に合うような、新しい必要な求めに応じられるような工場をつくらうというのが、それがニーズに合った工場ということでございます。

そして、指定管理者になったからということのマイナスというようなことについて、それは単価の問題を言っておりますが、単価というものはあくまでも需要と供給の問題でありまして、これからの先ほどせんだっても県、産地の9市町村、そして加工業者、販売業者も含めて41団体で組織しましたシーククーサー推進協議会が立ち上がりましたが、そういったところで抜本的に一元を図る中で、こういった需給の問題は解決されると期待しております。そして、単価のほうもそれ相当のところに落ち着くものでありまして、これが指定管理者になったから云々で単価の問題が動くものではなくて、需要と供給の問題でこれは出てくるものだということを理解していただきたいと、そういうことでございます。

○ 議長（宮城功光） シーククーサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 先ほどのニーズについてのちょっと表現不足ということで補わせていただきたいと思います、あくまでもこのニーズというのは、今、この加工施設におきましては食品加工施設であります。そういうことで、今食の安心・安全というのがすごく問われています、社会的にですね。そういうニーズに合わせると、そういう食の安心・安全に対応するためのということでご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 宮城 武議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって特に発言は許しません。

これで、シークワサー加工施設についての質問を終わります。

次に、村内小学校統合と複式学級について、宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 村内の小学校の統合と複式学級の改修について質問いたします。

中学校の統合がもうなりまして30年超えましたけれども、現在、村内4小学校の中では複式学級が全校でなっている状態が現状だと思いますけれども、教育委員会としてはこの状態にどのような見解を持っているのかお伺いしたいと思います。

また、各学級あるいは各子供たちの授業の運営などはどのようにしているのか、お伺いしたいと思います。

また、小学校統合と複式学級について、地域に、あるいはPTAの方々と協議または方向性について相談会等を設けたことがあるのか。

そうしまして、小学校の統合と複式学級について教育委員会として今後どのように進めていくのか、予定がありましたらお伺いしたいと思います。教育長、お願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

○ 教育長（平良 宏） ただいまの宮城議員の質問にお答えしていきます。

4点あったかと思いますが、まず、小学校統合についての教育委員会の見解についてですが、平成19年度から4小学校すべてが複式学級を余儀なくされております。本年度においては大宜味小学校が完全複式になり、他の学校においても増加傾向にあります。今後、複式学級解消については、厳しいものがあるというふうに認識はしております。

このような現状の中、複式学級に対する不安やその教育効果に関する課題等が、これまでに実施してまいりました地域教育懇談会等において住民から、また父母から問題提起され複式学級解消を望む声も高まってきております。教育委員会としましては、複式解消の一つの手段としては統合も考えられるのではないかと選択肢の一つとして持っております。

2点目に、複式学級の現状と各学校の授業の運営についてですが、本年5月1日現在の状況は、喜如嘉小学校が3年生と4年生、そして5年生と6年生の2学級が複式学級です。大宜味小学校につきましては、さっき申し上げましたとおり1年と2年、3年と4年、5年・6年が3学級の完全複式となっております。塩屋小学校におきましても、2年と3年生、そして4年と5年生の2学級が複式となっており、津波小学校においては3年・4年、5年と6年生の2学級が複式となっております。

授業につきましては基本的に1人の先生が対応しておりますが、場合によっては村費負担の支援員、それから県費負担非常勤講師、さらには校長、教頭が対応する、そしてまた職員がやりくりをして対応しているような現状です。

3点目ですが、統合と複式学級に関する課題につきましては、昨年度から小学校校区ごとに地域教育懇談会を実施してまいりました。そこで意見交換を行っております。ことしも、先週の水曜日から、来週、そして6月末日まで北から順を追って4校区この懇談会をし、より多くの地域の声、父母の声をお聞きしていきたいと思っています。

今後、教育委員会としましては、去る6月9日に告示し、そして7月1日から施行する大宜味村立学校の望ましいあり方検討委員会設置要綱に基づく検討委員会を設置し、村民の合意形成を図りつつ、教育環境の変化に的確に対応し、地域のニーズに合った教育を進行するため、学校教育のあり方を多方面から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） このように複式学級の子供たちの気持ちというのは、私などは複式学級の経験がないものですからなかなかわかりづらい部分があるんですけども、できる限り理解しようとしてみても、現実子供たちの表現とか、小学校の場合なかなか自己表現というのが難しい部分がありますけれども、ぜひともその辺は親あるいは地域、PTA、教育委員会を通していい形に持っていければ、その努力をしていただきたいと思います。

特に、統合というのは、4校が統合を一気にやるというのはかなり厳しい部分が出てくると思います。それは、歴史と地域、それぞれの学校の伝統とかがありますので。1つの案として、例えば吸収合併、あるいは2校を1校にまずはやってみると、その実績をつかって1つの統合、最終的に村1つの統合という形式に持っていく方法とかができないものか、それも一つの検討の課題に挙げていただければいいなと思いますけれども。

とにかく、早急にできる限り複式の解消を、これはPTAの方々が特に切実なる思いがあると思います。地域は、伝統その他OB、OGという世界がありますけれども、ぜひ子供たち、あるいはPTAの方々の意見を引っ張り上げてみて、ぜひいい形で進めていければ大宜味村の複式の解消にはなるんじゃないかと思いますが。

教育長、いかがでしょうか。先ほど検討委員会を設けるといいますから、ぜひとも、今までもう10年とか15年とか、そういう地域の理解を得るよりも子供たちの、1日1日日々成長する子供たちのためには複式学級の解消に向けて、ぜひとも先ほどの意見などもまた一つの案として入れてみてもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 議員ご提言の案等も、既に事務局としては持ち合わせております。とにかく学校というのは、児童・生徒のためにある学校で、彼らが主役です。彼らのために我々行政、地域、みんながどうやってこの教育環境を構築していくか、これはもう我々大人の責務であります。

今、複式解消についても、例えばこの間沖縄県知事が大宜味村訪問、視察されました。イの一番に村長から複式学級の、例えば今小学校1年生と2年生8名以下だと複式になるわけです。それをもうちょっと少人数、そして3、4年生の場合、2、3年生の場合、1年生以外の複式を組む場合には17名以上だと単式になるんですが、16名以下だと複式になるわけです。それについても、10名にしてもらえませんかと村長から強い要望で知事に申し上げております。

いろいろところで村長は、教育長の経験ございますので、教育界に長いこと務めておられますので、3村の教育長の意向として村長に代弁してもらって、国会議員の皆さん方にも要望をしております。そしてまた、教育委員会の教育長の会議、それから教育委員の会議等々でも、今、県に対して強い要望をずっと展開しています。

さっき言いましたように、子供たちが主役になれるような学校を目指していくためにこういった検討委員会を設けておりますので、そのあたりも含めて、その委員の先生方にはお願いしてまいりたいと思っております。そういうことでございます。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） ささまざまな計画、あるいは話し合いを持っているということで、また、村長においては各地域、各場所へ行ってそれぞれの要望を出していると。特に、3村、国頭、東、大宜味では同じような現状があると思いますが、ぜひ最後に村長のほうか

らもその点に関して、一言ありましたらお願いしたいと思います。

- 議長（宮城功光） これで、村内小学校統合と複式学級についての質問を終わります。休憩いたします。

（午後12時14分）

- 
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時15分）

- 
- 議長（宮城功光） 一般質問を行います。農業委員会選挙について、宮城 武議員。

- 6番（宮城 武） それでは、農業委員会選挙についてお伺いいたします。

前年度、農業委員会委員の選挙が行われまして、立候補者の資格云々につきまして疑義が生じて、いまだに解決できていない状態だと思っておりますけれども、なぜ、このようなことになったか、説明を選挙管理委員長のほうにお願いしたいと思います。

- 議長（宮城功光） 選挙管理委員長。

（高江洲 修選挙管理委員会委員長 登壇）

- 選挙管理委員会委員長（高江洲 修） 宮城議員に対してお答えいたします。

私たち選挙管理委員会は、農業委員会の選挙人名簿を登載申請書のもとに行われます。それは、農業委員会が申請書を各農業委員の選挙人名簿、何とというか、申請に基づいて農業委員会のほうが登載申請書の提出期限に農業委員会が意見書を付し、名簿を登載申請書の選挙管理委員会の送付期限、そして、縦覧場所の告示までの一連の書類はすべて適法に行われており、また、縦覧期間中の異議申し立てもなかったことから、平成20年度3月31日をもって選挙人名簿の確定をしております。

今、なぜこのようなことになっているかという説明ですが、それに対してはつきりしませんけれども、当該選挙はこの適法に処理された選挙人名簿に基づき施行されており、当該選挙の選挙の効力に関する不服申し立てにつきましても、沖縄県選挙管理委員会は棄却と裁定しており、これは当該選挙の効力が有効であると判断されたということで私たちは信じております。

また別についての質問があれば、事務局長にも答弁させることがありますので、よろしく申し上げます。

- 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番(宮城 武) 先ほど、選挙管理委員長の答弁には、執行された原因の問題点はなしというふうには私はお伺いしたと思いますけれども、この選挙が昨年度の9月7日、こちらのほうに沖縄県公報、今年度の2月27日の沖縄県公報が出されていますけれども、選挙管理委員会事項、沖縄県選挙管理委員会委員長阿波連さんですね、管理委員会委員長からの報告がありますけれども、その中で、選挙の前に執行部側のほうには何か疑義申し立てですか、予定候補者についての疑義が生じているということでチェックのものが出ているはずなんです。

ところが、選挙管理委員長はこれを印鑑を押されていませんけれども、なぜ押されていないのか、逆にこの農業委員会のほうから上げられてきたものの予定候補者に疑義があると思われる事案があるということで上げられてきています。これは選挙の前ですね。この中に、逆に言えば副村長、そして村長代理名で印鑑が押されているということは、執行部側はこの事案が疑義が生じていると、発生していることは理解しているはずですが、選挙管理委員長の先ほどの答弁では、農業委員会の名簿申請がちゃんと適正に出されているからと。その委員のものに対して、農業委員会のほうから疑義があると思われる事案があるということで報告、お伺いが立てられているはずなんです。なぜ、こういうふうになったのか、お伺いしたいと思います。そして、沖縄県公報のほうにありますのは、選挙は有効である、が、しかし被選挙権を可否の場合、被選挙権はないものとみなすことも可能というふうに書いてあります。

当事者の私が今この件に出していますお二方は、選挙の後に、選挙が昨年9月7日、その後、事後処理として農業委員会の書類審査などを行っていますし、これは事後処理によって被選挙権を有する者となるよう処理を進めていく方針、そういう処理をしているということは、本人たちも被選挙権がなかったことを認めているというふうに理解ができるというふうに沖縄県公報の報告書にありますが、その件についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城 功光) 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長(島袋 幸俊) ただいまの2件についてお答えします。

まず、チェックリストについてなんですけど、このチェックリストは8月22日付で農業委員会係長名で起案されております。第13回農業委員会の予定候補者チェックリストとして回覧されました。選管へは合い議先として回覧されてきましたが、選管の委員長の回覧印を押印する箇所もなく、また、農業委員会の会長の押印もなく、事務局内での処理と考え

ております。

その中に、備考欄のほうに、1人の候補者の中には台帳の2,000平米は平成14年から平成29年まで賃貸借している農地、ほかに昭和63年に村有地を1万118平方メートル払い下げていますが開墾されていない、また、次の兄弟別々世帯で申請している、次に大宜味村行政事務受託者台帳に農地等の情報が掲載されていない、また本人の3条許可申請等の取り扱い形跡が見当たらない、次に住所を村内に移転して親と別居しているが備考欄に記されております。それが疑義に当たるのか、その内容については確認できません。例えば、兄弟別々世帯で申請している、そのことが今回の選挙人名簿記載に基づいて行われているこの選挙に疑義が生じるというのは考えられません。

また、その点については、8月25日月曜日、事務局同士で確認し、事務受託者の件については選挙管理委員会のほうで県選管のほうに確認し、事務受託にもいろいろなケースがあり一概に言えないが、それを判断するのは農業委員会ですべきであるという助言を受け、それを事務局のほうに報告しております。その他については、農業委員会で確認することでありまして、その後、農業委員会で話し合いし、1月に農業委員会総会で決定したことで処理するというのを選挙管理委員会は報告を受けております。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 選挙管理委員会のほうでは、農業委員会の委員という部分に関してはまた別の部署と、判断というのは別の部署ということではなかなか、農業委員会から上げられてきたものをそのまま通したという形の理解でよろしいのでしょうか。

その点と、なぜかといいますと、この儀保 昇氏によります選挙の件でのものが出ていますが、本選挙においての選挙無効の要件という部分で、これは大宜味村は却下しています。これは県公報によると、被選挙権を有しない者への投票は無効となるなどの申し送りなどを一切行わなかった不適切な事実が認められると。しかし、このことをもって選挙を行使したと。被選挙権のない者を当選人と決定したことが、本選挙において選挙無効の1要因であるというふうな申し立てをしたことに対して、選管のほうはそれを却下していますので、その辺の理由についてお伺いしたいと思います。

それと、先ほど農地台帳ですか、農業基本台帳の件が一般質問でもありましたけれども、それが未整備であるということで、この県公報から出された件に、この2名において、お1人は村の役場OBでありますし、また、農業委員会の事務局長を兼務されていたと。ということは、農業基本台帳がどれくらい整備されているか、あるいは農業委員会への申請

の仕方等を知らなきゃいけないはずで。そういう農業委員会において有識者といいますが、そういう方が事後処理をしたということは、ちょっとおかしな部分が発生しているし、農業委員会の委員というのはさまざまな権利を持っています。農家の方を指導すべき立場の方が、このような形で当選して、現在委員を務めていると。それに対して村としてはまた報酬等を払うわけですが、その報酬を払うということは、村はそういう書類上のミス、その他のもろもろをすべて理解して報酬を払うというふうに一般的には見方をしますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○ 議長（宮城功光） 質問以外はやらないようにしてください。

○ 6番（宮城 武） これは農業委員会の選挙から発生したものだと思えますけれども……

○ 議長（宮城功光） 選挙管理委員会と関係ありません、今のは。

○ 6番（宮城 武） わかりました。じゃ、今の件は取り下げます。

選挙管理委員会のほうの疑義の部分で出てきた何名かの中で、理解ができなければ選挙としては農業委員会から上がってきたものをそのままの申請の部分で履行したものをそのまま出したということになっていますけれども、疑義に関してそのまま何も行わずに選挙を行ったということですから、ということは職員がおかしい、あるいはその点に気づいた点で疑義の申請書を出しているはずで。せっかく気づいて、あるいはおかしいと思ったものに対して、何ら対応もできなかったというのはどういうことですか。これは、せっかくの職員が頑張って、あるいは気づいた点を本人の仕事の事務局のほうから、係長から上がっていますけれども、それに対して何ら回答も出していないというのはおかしいと思いますが、その辺についても答弁をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長（島袋幸俊） 儀保さんの件について却下したというのは、当選挙管理委員会の大きな過ちであります。それは、儀保さんに対しても、また村民に対しても深くおわびしたいと思います。それは、選挙人であればだれでも訴えることはできるんですが、却下という門前払いをしたというのは、これは間違いで、棄却にすべきだったということで県の選管のほうは判断しております。却下じゃなくて棄却、そういう言葉の誤りで非常に迷惑かけております。

次のチェックリストについて、わかっているけども何もしなかったかという質問なんですけど、さっきお答えしたとおり、大宜味村行政事務受託者というチェックの中については、県の

選管に問い合わせもしまして、その場合はケース・バイ・ケースがありますから判断するのは農業委員会でやるべきですよということで指導も助言もされておりますので、そのあたりは農業委員会の事務局のほうにも伝えております。

ほかの件については、選管のほうでチェックできるようなものでもありませんし、面積等、また、この申請書に照らし合わせる台帳の件については選挙管理委員会が申し上げることはできませんので、その中でこの件については農業委員会で処理やりますという事務局同士の相談もありまして、そういうことで農業委員会の中で相談しまして、1月の総会に基づいて処理するというを確認されて、この選挙に至っていると思います。

○ 議長（宮城功光） これで、宮城 武議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

休憩いたします。

（午後12時33分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時40分）

---

#### ◎同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第2 同意第5号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第5号 教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第5号 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから同意第5号 教育委員会委員の任命について採決いたします。  
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。  
したがって、同意第5号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

### ◎承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番（新城一智） 本来ならば総務常任委員会で取り扱う承認なんですが、地方税法の一部が改正されているということで、第1点だけ、この改正に伴って村民への負担が多くなるのか、少なくなるのか、どれくらいまた優遇されるのか、具体的な数字を挙げて言えるのであれば答弁願いたいと思います。1点だけです。

- 議長（宮城功光） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 今の新城一智議員の件なんですが、まず、村民がどれくらい利点があるかという話では、今回の一番大きいのは住宅ローン。住宅ローンは、これについては今回改正されたものは21年から25年までの新築に対しても控除を行いますよと、そして所得税、数字的にはちょっといろいろありますので、所得税を先に住宅ローン控除をした場合に、その引き切れなかった分、所得税から引き切れなかった分に対しては住民税からも引きますよということもさらに延長されております。これが21年から25年のものです。

もう1点は、優良住宅、バリアフリーとか、これについてはちょっと認定があるわけですが、優良住宅については現在固定資産税、新築に対して3カ年、2分の1軽減というのがあるわけですが、これを5年軽減しますよと、2分の1の軽減を5年しますよと、これが主です。

もう1点は特別徴収、年金、所得にかかわる住民税の税額が出た人については、10月以降年金から特別徴収しますよと。特別徴収というのは、本人が納めるわけじゃなくて、年金支払い者、例えば社会保険庁、あるいは公立学校共済、そういったところから年金を受けている人の税額を10月からは特別徴収、要するに年金から引いておのおの市町村に交付しますよと。交付というより、差し引いたものを支払い者が市町村に支払うということになります。

ただ、10月からですので、6月と8月、住民税発生しています。6月、8月については今回に限り普通徴収、ある人については年額を2分の1は普通徴収、2分の1を特別徴収というふうな形でされるということです。

また、もう1点は、特別徴収の中の企業、要するに年金受給者で給与支払いがあつて、その給与から住民税を引かれている方は、給与も年金からも、年金も所得があつた場合に両方から引くというようなことがあるわけですが、これは個人に市町村から本人に承諾いただいで給与からだけ引くというふうなやり方にしようということでやっております。主なものが以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

◎承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、先ほどの承認1号と同様に、この承認について国民健康保険税の一部を改正する条例、これによって村民への何らかの負担が増すのか、それとも軽減されるのか、またどういふことがその中に書き込まれているのか、具体的にわかりやすいように答弁いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの新城一智議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、今、今回上げている承認第1号 専決処分を求めることについては、地方税法改正に伴いまして介護保険税の限度額が9万円から10万円に上がったと。今、この限度額に該当する方が、年を通して1人か2人なんです。それで、この方々というのは所得が高い方なものですから、9万円から10万円に上がってもそんなには影響ないと考えております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては委員会の付託を省略

することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第24号の質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 1点だけお伺いします。6款1項10目の13節、細節9、大宜味村特産品開発委託業務とありますけれども、説明資料でやっていますから14ページになります。歳出のほうです。これについて438万5,000円という予算がついておりますけれども、具体的にこれはどういったところに委託してやるのか、お伺いしておきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） ただいまの委託料としまして、大宜味村特産品開発委託業務ということで438万5,000円計上しております。これにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業の1つとしまして、地域内にニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業ということで、地域における継続的な雇用が見込まれる事業に対しての委託ということで、これにつきましては今回の加工施設の管理運営に当たります指定管理者、シークワサー振興組合の中でこの製品開発及び製造、また販路開拓等の委託を行いまして、大宜味村のブランドづくり及び活性化につなげていただける事業として委託していきたいと思っています。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、シークワサー加工施設の指定管理者への委託ということであるんですけども、やっぱりいろいろな特産品を開発している団体や、また個人もありますし、その辺もきちんと、なぜここだけなのかということも、本当は私たちが欲しいのにとか、そういう意向も持たれている方々もいると思いますので、そういう人たちへの配慮もしっかりやっていただきたいと思います。後で委員会でもたやりたいと思いますので、わかりましたので、ありがとうございます。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第8 議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩いたします。

(午後12時55分)

- 
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時58分）

---

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎休会について

- 議長（宮城功光） お諮りします。6月22日及び6月24日は委員会審査のため休会したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、6月22日及び6月24日は休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうも大変ご苦労さんでした。

（午後12時59分）

# 平成21年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成21年6月25日

## 1. 開議、閉会の日時

開 会 (平成21年6月25日 午後4時00分)

閉 会 (平成21年6月25日 午後4時23分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 主 事 真喜志 亮

## 6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 3 号	村営根路銘団地建築工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
2	議 案 第 2 4 号	村道押川線道路改良工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 2 5 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 2 6 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	陳 情 第 6 号	「30人以下学級完全実現」のための陳情	委員長報告 質疑～表決
6	陳 情 第 7 号	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
7	意 見 案 第 2 号	「30人以下学級」完全実現のための意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
8	意 見 案 第 3 号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
9		議員派遣の件	

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） これから本日の会議を開きます。

（午後 4時00分）

---

◎議案第23号及び議案第24号の一括上程、委員長報告、質疑、

討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について及び日程第2 議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約についての2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長。

平成21年6月25日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮 城 武

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第23号	村営根路銘団地建築工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第24号	村道押川線道路改良工事の請負契約について	可 決 全会一致

（宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 武） ただいま議題となりました議案第23号及び議案第24号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、6月22日午前11時から審査をいたしました。

まず、議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について報告します。

本件は、沖縄県北部振興策対策特定開発事業であり、平成21年3月議会で議決された繰越明許費による契約です。工事の概要は、鉄筋コンクリート造の地上2階建て、10戸を建築するものです。

その内訳として、1戸の床面積は79.3平方メートルで、延べ床面積は472.69平方メートルとなっております。工種は、土工事ほか14工種です。

請負契約金額は、8,935万5,000円、契約の相手は有限会社宮保建設で、工期は平成21年6月29日から平成22年1月8日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約について報告します。

本道路は、昭和40年代に舗装工事を完了してから30年以上が経過し、道路の陥没や路肩の崩壊が進み、交通に支障を来しており、危険な状態の道路であります。今回、交通の安全と利便性の向上を図る目的で行う起債事業の工事です。この工事は昨年度より始め、本年度で完了する予定であります。工事の概要は、車道幅員3メートルから5.97メートル、延長1,400メートルで、工種は土工事ほか5工種であります。

請負契約金額は6,405万円、契約の相手は株式会社沖縄緑建で、工期は平成21年6月29日から平成21年12月18日までとなっております。

なお、本件についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどを申し上げまして、報告といたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第23号 村営根路銘団地建築工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第24号 村道押川線道路改良工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第25号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、  
討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第3 議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算及び日程第4 議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年6月25日

大宜味村議会議長 宮城 功 光 殿

予算審査特別委員会  
委員長 大 城 佐 一

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第25号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第26号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

(大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました議案第25号及び議案第26号の2件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、6月24日午前10時から審査をいたしました。

まず、議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については質疑、討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。  
討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第25号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第6号及び陳情第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、

採決

○ 議長（宮城功光） 日程第5 陳情第6号及び日程第6 陳情第7号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成21年6月25日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会  
委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

受理番号	受 理 年月日	件 名	審 査 の 結 果	委員会の意見	措 置
6	2 1 年 6 月 5 日	「30人以下学級完全実現」のための陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置
7	2 1 年 6 月 5 日	義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第6号及び陳情第7号について、6月22日午前10時から審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、2件の陳情については質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また、採択に関連いたしまして地方自治法第99条の規定により、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第6号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第6号 「30人以下学級完全実現」のための陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第7号 義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第7号 義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号 義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第7号 義務教育国庫負担堅持及び2分の1復元を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

採決

○ 議長（宮城功光） 日程第7 全員発議により提出されました意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年6月25日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 新城一智 大城佐一 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武

具志堅朝秀 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 学校現場における「30人以下学級」完全実現に向け関係機関へ要請するため。

「30人以下学級」完全実現のための意見書

世界的な経済不況のあおりを受け、県内でも雇用不安やさらなる経済格差が拡大しています。これに伴い就学援助児童・生徒の増加、保護者等の多様なニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が現れています。それゆえ、学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業がさらに求められています。

日本の学校の「1学級40名」の児童・生徒数は、国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては「1学級40名」以下の少人数定数を打ち出していないものの、義務教育第8次職員定数計画において、地方独自の裁量で「少人数学級」の実現が可能になりました。それに伴い2009年現在、ほとんどの県において、何らかの形態で、「少人数学級」の施策が実現されております。

沖縄県においても2001年度から、小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学

校1年・2年において、教室配置等の条件があえば、「30人以下学級」の適応が行われています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。

よって、沖縄県におかれましては、小学校3年生以降、中学校も含めて「30人以下学級」完全実現を計画的に、早期に実現すること。また、そのための教室配置等の条件整備を市町村教育委員会と協力して実現することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月25日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

沖縄県知事 沖縄県教育長

よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第2号 「30人以下学級」完全実現のための意見書については原案のとおり可決されました。

---

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、

採決

○ 議長（宮城功光） 日程第8 全員発議により提出されました意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 7番（具志堅朝秀） 意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年6月25日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 具志堅朝秀 友寄景光 大城佐一 新城一智 東 武久 金城 勇 宮城 武  
平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 義務教育国庫負担制度の堅持を関係機関へ要請するため。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら、政府は、昭和60年以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化してきました。

さらに、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分になされないまま、平成17年11月30日の政府・与党合意では義務教育費国庫負担制度を堅持するとしつつも、

平成18年度から国の負担割合を2分の1から3分の1へと削減しています。

そのような中、平成19年度の予算編成に際して、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなど、一層厳しい姿勢で臨む方針を打ち出しています。

仮に義務教育費国庫負担制度が廃止され、それに見合う税源移譲が実現したとしても、島嶼県である本県においては、小規模校が多いことから、都市部に比べ、より多くの教員の配置をざるをえない状況になり、今後はこのような地域及び特殊事情が全く配慮されない事態が危惧されます。このような事態になれば、本県のようなもともと零細な地方財政を圧迫するだけでなく、教育予算の削減につながり、ひいては教育水準の低下や地域間の不均衡を生じさせるおそれがあります。

よって、政府におかれては、教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、地方に新たな負担転嫁を行うことなく、地方の財政力を高めるとともに、義務教育費国庫負担制度が引き続き堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月25日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣の件

- 議長（宮城功光） 日程第9 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

### 議員派遣の件

平成21年6月25日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

#### 記

1. 件名：北部市町村議会議長会主催の議員研修会

- (1) 目的 北部市町村議会議員の資質向上に資するため
- (2) 派遣場所 東村
- (3) 期間 平成21年7月10日
- (4) 派遣議員 全議員

---

○ 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員